

広陵町観光消費活性化協力事業者登録要項

令和6年12月16日

(趣旨)

- 1 この要項は、第5次広陵町総合計画に掲げる重点プロジェクトの基本目標である地域が活性化するまちの実現に向け、基本的方向性として示されるまちの認知度向上による来訪者の増加及び、分野別計画に示された地域の特性を活かした観光・交流機能の創出及び観光消費の促進に協力する広陵町内の事業者(以下、「協力事業者」という。)を募集するに当たり、必要な事項を定める。

(資格)

- 2 協力事業者として登録できる者は、次の各号に掲げる条件をすべて満たすものとする。
 - (1) 広陵町内に本店を有する法人又は広陵町内に居住する個人事業主であって、広陵町内で店舗又はサービス拠点を有する。
 - (2) 本町に納めるべき町税等に滞納がない。
 - (3) 前号の状態を把握するために、町が調査・確認を行うことを承諾する。
 - (4) 本要項によって提供した情報について、観光関連媒体への掲載等を目的として第三者に提供することを承諾する。
 - (5) 本要項の定めに基づく情報提供及び調査等の依頼に遅滞なく協力する。
 - (6) 広陵町が行う観光プロモーション施策に積極的に協力する。
 - (7) インターネット上に、営業拠点の所在地や事業概要が分かる情報を示す情報が公開されている。

(申込)

- 3 協力事業者として登録を行おうとする者は、広陵町観光消費活性化協力事業者登録申請書(様式1)に、次の各号に掲げる書類を添えて、広陵町所管課に提出するものとする。

- (1) 履歴事項全部証明書(コピー可)
- (2) サービスの提供内容がわかる写真・画像等

(登録)

- 4 広陵町は、前項により申込のあった事業者が登録資格を有することを確認し、資格要件を満たす事業者に対し、広陵町観光消費活性化協力事業者の採択結果について(様式2)をもって通知すると共に、当該事業者について次の各号に掲げる対応を行う。

- (1) 広陵町観光消費活性化協力事業者登録簿(様式3)に協力事業者の必要情報を記載する。
- (2) 町民、来町者及びインターネット等を介して本町を知った人等に対し、当該事業者が協力事業者であることを、分かりやすい方法で周知する。

(登録の変更又は取消)

5 協力事業者が、登録の変更又は取消を求める場合は、広陵町観光消費活性化協力事業者登録変更申請書(様式4)を提出するものとする。また、次の各号に掲げることが判明した場合は、広陵町は直ちに協力事業者の登録を取消することができ、当該取消によって協力事業者に発生した損害等の補償は行わないものとする。

- (1) 本店所在地又は居住地の広陵町外への移転したとき。
- (2) 第2項に定める資格を喪失したとき。
- (3) 破産、民事再生、会社更生又は特別生産等の法的手続の申立を受けたとき、又は自ら申立てたとき。
- (4) 差押、仮差押、強制執行、仮処分、税等の滞納処分による差押又は担保権の実行としての競売申立があったとき。
- (5) 銀行取引停止処分又は手形交換所からの不渡り処分となったとき。
- (6) 営業停止又は営業許可取消処分となったとき。
- (7) 労働争議が発生し、本契約の履行が困難になったとき。
- (8) 当該事業者の営業行為に係る関連法規に反したとき。
- (9) 当該事業者及び当該事業者の役員等が、暴力団その他の反社会的勢力等と、社会的に非難されるべき関係を有していることが判明したとき。
- (10) その他、重大な過失、背信行為又は不正行為があったとき。

(調査・報告)

6 協力事業者は、広陵町が第4項に定める登録及び周知を行う際に必要な情報を提供すると共に、広陵町観光消費活性化の成果を測る指標として、次の各号に掲げる事項に係る年次調査に協力する。

- (1) 協力事業者が広陵町内に有する営業拠点における毎月の来客数及び消費額
- (2) 協力事業者が有する通販サイト等における毎月の来訪者数及び消費額

(その他の事項)

7 本要項に記載のない事項に関しては、広陵町所管課にて、その対応を決定する。